

豊岡市医療・在宅介護推進協議会

住み慣れた地域・おうちでの生活を支える！

在宅生活を支える取組み

①多職種連携

「退院後、介護が必要になったけれど、どうすればいい？」
 「一人暮らしの母が認知症になって心配です…」
 ケアマネジャーが住み慣れた家や地域の中で可能なかぎり暮らしをいけるよう手立てを一緒に考えます。

在宅生活を支えるためには医療、看護、介護に加えて、地域の福祉(見守り)など幅広い支援が必要です。「自分がどう暮らしたいのか」「自分が大切にしていること」を第一に考え、その人が暮らしていくために必要な支援を整えます。

主治医、訪問看護師、薬剤師、訪問介護などそれぞれの「視点」があります。体調や疾

患の変化に気づいたときに速やかに情報を共有することで、その人の疾患状況が重くなる前に対応することができま

現場からひとこと

(兵庫県介護支援専門員協会但馬支部豊岡ブロックから)

スムーズな支援が図れるよう専門職間で「顔の見える関係づくり」を進め、その人が暮らす地域でも大切にできた人々や環境にも注目しながら生活を支えます。

②地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、地域ぐるみで支援する介護保険サービスです。

○地域密着型通所介護

18人以下のデイサービスで介護やリハビリを受けられます。1日利用と半日利用の事業所があります。

○小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「お泊り」を一つの事業所で行うことがで

きるのが特徴です。

○看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護が加わったサービスです。

○定期巡回・随時対応型介護

看護 介護職員と看護師が連携をとり、24時間切れ目なく訪問介護や訪問看護を提供します。

○認知症対応型通所介護

定員12人で、認知症と診断された方が、施設に通って受けるサービスです。

※在宅で利用できる市内のサービスを中心に紹介しています。

現場からひとこと

(豊岡市地域密着型サービス事業者連絡協議会から)

協議会では、市内で地域密着型サービスを運営する事業者が相互に連携し、サービスの質の向上と普及活動をしています。介護のことで少しでも困ったら、各事業所へ相談してください。

《問合せ》 2401 高年介護課 ☎2401

2020年度

豊岡市成人式を延期しました

大都市圏を中心とした新型コロナウイルス新規感染者数の増加に加え、県内においても感染が拡大していることから、次のとおり延期しました。

- ▼開催日 3月13日(土)
- ①受付：正午～、式典：午後1時～1時45分(城崎、竹野、日高、出石、但東地域の中学校卒業生)
- ②受付：午後2時30分～、式典：午後3時30分～4時15分(豊岡地域の中学校卒業生)
- ▼式典会場 市民会館文化ホール
- ▼対象者 2000年4月2日～2001年4月1日生まれで、豊岡市に住民登録をしている方および希望者

- ▼申込み
- 案内状は前回送付した方に、1月中に改めて送付します。前回送付されていない方で、送付を希望する方は、連絡をしてください。
- 事前申込みが必要です。案内状および市ホームページを確認してください。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、内容の変更や、急きょ開催を見合わせる場合があります。

《申込み・問合せ》生涯学習課 ☎23-0341
 メール shougaigakushuu@city.toyooka.lg.jp

ページ番号検索 表示



国民年金のお知らせ

会社等に就職する方

退職する方の届け出

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。就職や退職などに伴い必要な届け出を忘れると、将来受給する老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受け取れない場合があるほか、不慮の事故などで障害を負ったときの障害基礎年金、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持していた遺族が受け取れる遺族基礎年金が受け取れないことがありますので、必ず届け出てください。

■学生から社会人になる方 (就職する20歳以上の方)

会社や官公庁などに就職すると、国民年金の種別が第1号被保険者から第2号被保険者になります。年金手帳またはマイナンバーカード等を持参の上、勤務先で手続きを行ってください。

年金手帳の基礎年金番号は、公的年金共通の番号で、転職や退職などで加入する年金制度が移っても変わりません。

今春、就職する20歳以上の方は、勤務先での手続きがスムーズにできるよう年金手帳等を確認しておきましょう。

■退職など下表の場合は届出が必要

届出先は、市民課または各振興局市民福祉課です。

学生納付特例・納付猶予を受けていた方

保険料の学生納付特例や納付猶予を受けた期間は、年金を受けるために必要な受給資格期間に算入されませんが、年金額には算入されません。

これらの期間は10年以内であればさかのぼって納付すること(追納)ができます。就職し、生活にゆとりができたなら、将来受け取る年金額を増やすために追納をお勧めします。

《退職などに伴う届け出》

届け出が必要なとき	年金の種別	届け出に必要なもの
退職したとき(20歳以上60歳未満の厚生年金・共済年金加入者)	第2号被保険者 ↓ 第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑 年金手帳 資格喪失証明書等(被保険者年金制度の資格喪失日を証明できるもの)等
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき(または65歳に到達したとき) 厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者本人の見込み年収額が130万円以上になるとき	第3号被保険者 ↓ 第1号被保険者	

ただし、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過年数に応じた加算額が上乗せされます。詳しくは、豊岡年金事務所にお問い合わせください。

産前産後期間の

国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者が出産した際に、産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

▼対象者 「国民年金第1号被保険者」で出産日が2019年2月1日以降の方

▼免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料を免除

※多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の保険料を免除

▼届出時期 出産予定日の6カ月前から可能(出産後も届出可能)

▼届出先 市民課または各振興局市民福祉課

▼産前産後期間の取扱い 産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。また、当該期間については、付加保険料を納付することが可能です。

豊岡年金事務所から

年金相談窓口を次のとおり時間延長します(日時は予定)。来所の際は、マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるものと、本人確認できる運転免許証などを持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と代理者の本人確認できる運転免許証などが必要になります。

●2月13日(土)
午前9時30分～午後4時

●2月1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)
午前8時30分～午後7時

●一般的な年金相談
☎0570-051165
050で始まる電話の方

●届出先
☎03-6700-1165

●来訪年金予約相談
☎0570-0514890
050で始まる電話の方

●日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/

●問合せ 豊岡年金事務所
☎22-0948

市民課 ☎21-9015 または各振興局市民福祉課

主な相談・主な行事

※掲載している情報は編集時点(1月14日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。